

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2019年6月5日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小泉 徹也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【電話番号】 03(5156)5000

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型)Aコース(為替ヘッジあり)
DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型)Bコース(為替ヘッジなし)

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 (1)当初申込期間 各ファンドについて1,000億円を上限とします。
(2)継続申込期間 各ファンドについて1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書の提出に伴い、平成30年9月14日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正（委託会社の照会先の変更等）を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.78%^{*}（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

(12)【その他】

<訂正前>

（前略）

投資信託の基礎知識

（中略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

<訂正後>

（前略）

投資信託の基礎知識

（中略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

基本的性格

(中略)

<商品分類の定義について>

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

(中略)

<属性区分の定義について>

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

基本的性格

(中略)

<商品分類の定義について>

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

(中略)

<属性区分の定義について>

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

(以下略)

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2018年10月15日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始(予定)

<訂正後>

2018年10月15日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

委託会社の概況

a . 資本金の額(2018年7月末現在)

(中略)

c . 大株主の状況（2018年7月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（前略）

委託会社の概況

a . 資本金の額（2019年4月末現在）

（中略）

c . 大株主の状況（2019年4月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

（前略）

<各ファンドが投資する指定投資信託証券の概要>

（中略）

| | |
|------|------------------------|
| 管理会社 | ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー |
|------|------------------------|

（以下略）

<訂正後>

（前略）

<各ファンドが投資する指定投資信託証券の概要>

（中略）

| | |
|------|--------------------|
| 管理会社 | DWS インベストメント・エス・エー |
|------|--------------------|

（以下略）

3【投資リスク】

<訂正前>

（前略）

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

(2013年8月～2018年7月)

Aコース

本書作成時点において、
該当事項はありません。

Bコース

本書作成時点において、
該当事項はありません。

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

(2013年8月～2018年7月)

Aコース



Bコース



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2013年8月～2018年7月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

（以下略）

<訂正後>

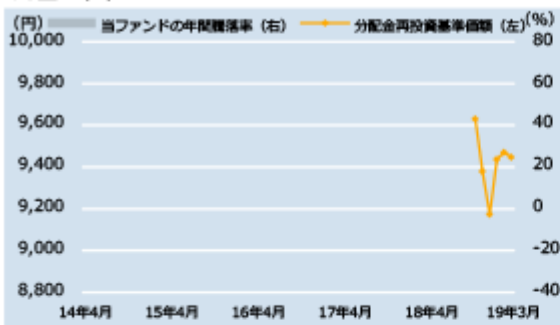
（前略）

（参考情報）

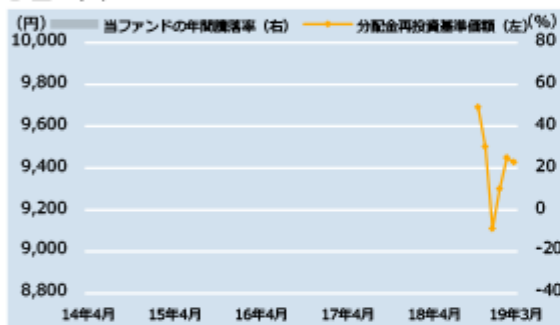
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

(2014年4月～2019年3月)

Aコース



Bコース



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

(2014年4月～2019年3月)

Aコース



Bコース



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの設定日は2018年10月15日であるため、当ファンドの年間騰落率はありません。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。当ファンドの設定日は2018年10月15日であるため、2018年10月末以降を表示しております。

※3 2014年4月～2019年3月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドの設定日は2018年10月15日であるため、当ファンドの年間騰落率はありません。したがって、当ファンドと代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(注) 申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.78%^{*}（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

* 消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.2204%（税抜1.13%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

（中略）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

（中略）

したがって、各ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、各ファンドの純資産総額に対し、年率1.7804%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、各ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。

（以下略）

<訂正後>

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.2204%^{*}（税抜1.13%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

（中略）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

* 消費税率が10%になった場合は、年率1.243%となります。

（中略）

したがって、各ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、各ファンドの純資産総額に対し、年率1.7804%^{**}程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、各ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。

** 消費税率が10%になった場合は、年率1.803%となります。

（以下略）

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は2018年7月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

（中略）

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。また、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります（ただし、対象者が18歳になるまでは払出し制限があります。）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は2019年4月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

（中略）

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（以下略）

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

（平成31年 3月29日現在）

| 資産の種類 | 地域別（国名） | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------|-------------|---------|
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 803,233,505 | 98.17 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 999,501 | 0.12 |
| コール・ローン・その他の資産（負債控除後） | | 13,981,988 | 1.71 |
| 合計（純資産総額） | | 818,214,994 | 100.00 |

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

（平成31年 3月29日現在）

| 資産の種類 | 地域別（国名） | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------|-------------|---------|
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 914,008,729 | 98.56 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,998,503 | 0.32 |
| コール・ローン・その他の資産（負債控除後） | | 10,388,228 | 1.12 |
| 合計（純資産総額） | | 927,395,460 | 100.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

<評価額(全銘柄)>

（平成31年 3月29日現在）

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------|-----------|--|--------------|-----------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 1 | ルクセンブルグ | 投資証券 | DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジシェアクラス） | 85,034.2479 | 9,435.19 | 802,314,974 | 9,446 | 803,233,505 | 98.17 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド | 998,004 | 1.0016 | 999,600 | 1.0015 | 999,501 | 0.12 |

<種類別投資比率>

（平成31年 3月29日現在）

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率（％） |
|-----------|-------|---------|
| 投資証券 | 外国 | 98.17 |
| 親投資信託受益証券 | 国内 | 0.12 |
| 合計 | | 98.29 |

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

<評価額(全銘柄)>

(平成31年 3月29日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------|-----------|--|--------------|-----------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 1 | ルクセンブルグ | 投資証券 | DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジなしシェアクラス） | 96,833.2164 | 9,526.97 | 922,528,066 | 9,439 | 914,008,729 | 98.56 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド | 2,994,012 | 1.0016 | 2,998,802 | 1.0015 | 2,998,503 | 0.32 |

<種類別投資比率>

(平成31年 3月29日現在)

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率 (%) |
|-----------|-------|----------|
| 投資証券 | 外国 | 98.56 |
| 親投資信託受益証券 | 国内 | 0.32 |
| 合計 | | 98.88 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

| 計算期間末または各月末 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|----------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末（平成31年 3月 5日） | 708 | 708 | 0.9447 | 0.9447 |
| 平成30年10月末日 | 253 | | 0.9630 | |
| 11月末日 | 370 | | 0.9379 | |
| 12月末日 | 561 | | 0.9173 | |
| 平成31年 1月末日 | 626 | | 0.9437 | |
| 2月末日 | 682 | | 0.9470 | |
| 3月末日 | 818 | | 0.9447 | |

DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

| 計算期間末または各月末 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-----------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1計算期間末 (平成31年 3月 5日) | 936 | 936 | 0.9521 | 0.9521 |
| 平成30年10月末日 | 775 | | 0.9691 | |
| 11月末日 | 849 | | 0.9503 | |
| 12月末日 | 849 | | 0.9110 | |
| 平成31年 1月末日 | 866 | | 0.9300 | |
| 2月末日 | 929 | | 0.9449 | |
| 3月末日 | 927 | | 0.9428 | |

(注) 純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Aコース(為替ヘッジあり)

| | | 1口当たりの分配金(円) |
|--------|-------------------------|--------------|
| 第1計算期間 | 平成30年10月15日～平成31年 3月 5日 | 0.0000 |

DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Bコース(為替ヘッジなし)

| | | 1口当たりの分配金(円) |
|--------|-------------------------|--------------|
| 第1計算期間 | 平成30年10月15日～平成31年 3月 5日 | 0.0000 |

【収益率の推移】

DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Aコース(為替ヘッジあり)

| | | 収益率(%) |
|--------|-------------------------|--------|
| 第1計算期間 | 平成30年10月15日～平成31年 3月 5日 | 5.5 |

DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Bコース(為替ヘッジなし)

| | | 収益率(%) |
|--------|-------------------------|--------|
| 第1計算期間 | 平成30年10月15日～平成31年 3月 5日 | 4.8 |

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Aコース(為替ヘッジあり)

| | | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|--------|-------------------------|-------------|---------|
| 第1計算期間 | 平成30年10月15日～平成31年 3月 5日 | 749,879,409 | 0 |

DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Bコース(為替ヘッジなし)

| | | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|--------|-------------------------|-------------|---------|
| 第1計算期間 | 平成30年10月15日～平成31年 3月 5日 | 983,614,700 | 0 |

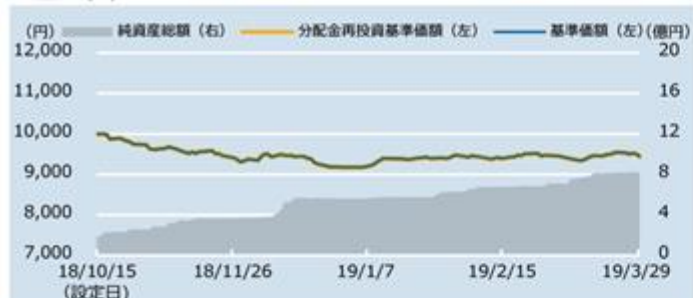
(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

(参考情報)

基準日：2019年3月29日

基準価額・純資産の推移

Aコース



Bコース



分配の推移

Aコース

| 1万口当たり、税引前 | |
|------------|----|
| 2019年 3月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

Bコース

| 1万口当たり、税引前 | |
|------------|----|
| 2019年 3月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
 ※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
 ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

DWS インベスト エンハンスド・コモディティ・ストラテジーにおける実質組入上位10銘柄

| | 銘柄 | 比率 (%) |
|----|--------|--------|
| 1 | ブレント原油 | 7.3 |
| 2 | 金 | 6.7 |
| 3 | 大豆 | 5.4 |
| 4 | とうもろこし | 5.4 |
| 5 | WTI原油 | 5.1 |
| 6 | 銅 | 4.3 |
| 7 | 天然ガス | 4.3 |
| 8 | 生牛 | 3.7 |
| 9 | 大豆粕 | 3.1 |
| 10 | 大豆油 | 3.0 |

DWS インベスト エンハンスド・コモディティ・ストラテジーにおける実質セクター別構成比

| セクター | 比率 (%) |
|--------|--------|
| 農産物類 | 26.9 |
| エネルギー類 | 19.4 |
| 産業金属類 | 9.2 |
| 畜産物類 | 6.2 |
| 貴金属類 | 8.7 |
| 合計 | 70.5 |

- ※1 比率はDWS インベスト エンハンスド・コモディティ・ストラテジーにおける実質的な組入比率（米ドルベース）です。
 ※2 セクター別構成比は、エンハンスド・ベータ・モメンタム戦略、レラティブ・バリュー・アルファ戦略、戦術的/ヘッジ・アルファ戦略適用後の最終的な各セクター別比率（米ドルベース）です。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



- ※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
 ※2 2018年は設定日（10月15日）から年末までの騰落率、2019年は3月末までの騰落率を表示しております。
 ※3 当ファンドにベンチマークはありません。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（前略）

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（中略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
 ・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
 ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

<訂正後>

（前略）

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.78%^{*}（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

（中略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（前略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

<訂正後>

（前略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

<基準価額の計算方法等について>

（中略）

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（以下略）

<訂正後>

<基準価額の計算方法等について>

（中略）

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（以下略）

(4)【計算期間】

<訂正前>

当ファンドの計算期間は、毎年3月6日から翌年3月5日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は2018年10月15日から2019年3月5日までとします。

（以下略）

<訂正後>

当ファンドの計算期間は、毎年3月6日から翌年3月5日までとすることを原則とします。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの第1期計算期間は、平成30年10月15日から平成31年3月5日までとなっております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成30年10月15日から平成31年3月5日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

| 区分 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) |
|-----------------|--------------------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 38,545,504 |
| 投資証券 | 697,162,984 |
| 親投資信託受益証券 | 999,600 |
| その他未収収益 | 178,312 |
| 流動資産合計 | 736,886,400 |
| 資産合計 | 736,886,400 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 26,000,000 |
| 未払受託者報酬 | 61,626 |
| 未払委託者報酬 | 2,259,585 |
| 未払利息 | 105 |
| その他未払費用 | 190,157 |
| 流動負債合計 | 28,511,473 |
| 負債合計 | 28,511,473 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 749,879,409 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 41,504,482 |
| 元本等合計 | 708,374,927 |
| 純資産合計 | 708,374,927 |
| 負債純資産合計 | 736,886,400 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| 区分 | 第1期計算期間 (自 平成30年10月15日 至 平成31年 3月 5日) |
|-------------------------|---|
| | 金額(円) |
| 営業収益 | |
| 有価証券売買等損益 | 14,221,495 |
| その他収益 | 562,391 |
| 営業収益合計 | 13,659,104 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 11,399 |
| 受託者報酬 | 61,626 |
| 委託者報酬 | 2,259,585 |
| その他費用 | 190,157 |
| 営業費用合計 | 2,522,767 |
| 営業損失() | 16,181,871 |
| 経常損失() | 16,181,871 |
| 当期純損失() | 16,181,871 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 25,322,611 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 25,322,611 |
| 分配金 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 41,504,482 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券 移動平均法に基づき、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
|-----------------|--|

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1. 受益権の総数 | 749,879,409口 |
| 2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 41,504,482円 |
| 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9447円 (9,447円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第1期計算期間 (自 平成30年10月15日 至 平成31年 3月 5日) |
|----------|---|
| 分配金の計算方法 | 計算期間末における分配対象収益は0円のため、今期は分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第1期計算期間 (自 平成30年10月15日 至 平成31年 3月 5日) |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

| 種類 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) | |
|-----------|--------------------------|------------|
| | | |
| 投資証券 | | 14,221,095 |
| 親投資信託受益証券 | | 400 |
| 合計 | | 14,221,495 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) | |
|-----------|--------------------------|-------------|
| | | 金額(円) |
| 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | | 185,599,558 |
| 期中追加設定元本額 | | 564,279,851 |
| 期中一部解約元本額 | | 0 |

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|--|-------------|-------------|----|
| 投資証券 | DWS インベスト エンハンス ト・コモディティ・ストラテジー (円ヘッジシェアクラス) | 73,828.5486 | 697,162,984 | |
| 親投資信託受益証券 | ドイチェ・円・マネー・マーケッ ト・マザーファンド | 998,004 | 999,600 | |
| 合計 | | | 698,162,584 | |

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Bコース(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

| 区分 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) |
|-----------------|--------------------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 15,292,454 |
| 投資証券 | 922,324,316 |
| 親投資信託受益証券 | 2,998,802 |
| その他未収収益 | 240,367 |
| 流動資産合計 | 940,855,939 |
| 資産合計 | 940,855,939 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払受託者報酬 | 105,884 |
| 未払委託者報酬 | 3,882,508 |
| 未払利息 | 41 |
| その他未払費用 | 326,767 |
| 流動負債合計 | 4,315,200 |
| 負債合計 | 4,315,200 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 983,614,700 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 47,073,961 |
| 元本等合計 | 936,540,739 |
| 純資産合計 | 936,540,739 |
| 負債純資産合計 | 940,855,939 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| 区分 | 第1期計算期間 (自 平成30年10月15日 至 平成31年 3月 5日) |
|-------------------------|---|
| | 金額(円) |
| 営業収益 | |
| 有価証券売買等損益 | 34,399,326 |
| その他収益 | 962,811 |
| 営業収益合計 | 33,436,515 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 17,043 |
| 受託者報酬 | 105,884 |
| 委託者報酬 | 3,882,508 |
| その他費用 | 326,767 |
| 営業費用合計 | 4,332,202 |
| 営業損失() | 37,768,717 |
| 経常損失() | 37,768,717 |
| 当期純損失() | 37,768,717 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,305,244 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,305,244 |
| 分配金 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 47,073,961 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券 移動平均法に基づき、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
|-----------------|--|

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1. 受益権の総数 | 983,614,700口 |
| 2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 47,073,961円 |
| 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9521円 (9,521円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第1期計算期間 (自 平成30年10月15日 至 平成31年 3月 5日) |
|----------|---|
| 分配金の計算方法 | 計算期間末における分配対象収益は0円のため、今期は分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第1期計算期間 (自 平成30年10月15日 至 平成31年 3月 5日) |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

| 種類 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) |
|-----------|--------------------------|
| 投資証券 | 34,398,128 |
| 親投資信託受益証券 | 1,198 |
| 合計 | 34,399,326 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第1期計算期間 (平成31年3月5日現在) |
|-----------|--------------------------|
| | 金額(円) |
| 元本の推移 | |
| 期首元本額 | 550,163,301 |
| 期中追加設定元本額 | 433,451,399 |
| 期中一部解約元本額 | 0 |

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|--|-------------|-------------|----|
| 投資証券 | DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー (円ヘッジなしシェアクラス) | 96,811.6213 | 922,324,316 | |
| 親投資信託受益証券 | ドイチェ・円・マネー・マーケット ・マザーファンド | 2,994,012 | 2,998,802 | |
| 合計 | | | 925,323,118 | |

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、Aコース（為替ヘッジあり）、Bコース（為替ヘッジなし）の2本のファンドで構成されています。各ファンドは以下の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべてこれら投資信託の投資証券です。

また、当ファンドは「ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

| ファンド | 投資対象とする投資証券及び親投資信託受益証券 |
|---------------|--|
| Aコース（為替ヘッジあり） | DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジ シェアクラス） ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド |
| Bコース（為替ヘッジなし） | DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジ なしシェアクラス） ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド |

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Aコース(為替ヘッジあり)

(平成31年 3月29日現在)

| | |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 818,897,149 円 |
| 負債総額 | 682,155 円 |
| 純資産総額(-) | 818,214,994 円 |
| 発行済口数 | 866,118,889 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.9447 円 |
| (1万口当たり純資産額) | (9,447 円) |

DWS コモディティ戦略ファンド(年1回決算型) Bコース(為替ヘッジなし)

(平成31年 3月29日現在)

| | |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 928,202,738 円 |
| 負債総額 | 807,278 円 |
| 純資産総額(-) | 927,395,460 円 |
| 発行済口数 | 983,614,700 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.9428 円 |
| (1万口当たり純資産額) | (9,428 円) |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1)資本金等

資本金の額

3,078百万円（2018年7月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2018年7月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2018年7月末現在）

（以下略）

<訂正後>

資本金の額

3,078百万円（2019年4月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2019年4月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2019年4月末現在）

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2019年4月末現在、委託会社の運用するファンドは101本、純資産総額は781,442百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

| 種類 | | | 本数 | 純資産総額 |
|----|-----|--------|------|------------|
| 公募 | 追加型 | 株式投資信託 | 78本 | 314,964百万円 |
| 私募 | 単位型 | 株式投資信託 | 5本 | 19,665百万円 |
| | 追加型 | 株式投資信託 | 18本 | 446,813百万円 |
| 合計 | | | 101本 | 781,442百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間末 (平成30年9月30日) |
|--------------|---|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 4,180,235 |
| 前払費用 | | 15,145 |
| 未収入金 | | 1,085 |
| 未収委託者報酬 | | 591,926 |
| 未収運用受託報酬 | | 8,622 |
| 未収収益 | | 2,160,684 |
| 立替金 | | 33,572 |
| 為替予約 | | 14,012 |
| 流動資産計 | | 7,005,284 |
| 固定資産 | | |
| 投資その他の資産 | | 1,010,322 |
| 繰延税金資産 | | 969,038 |
| その他 | | 41,284 |
| 固定資産計 | | 1,010,322 |
| 資産合計 | | 8,015,607 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 56,486 |
| 未払金 | | 380,869 |
| 未払手数料 | | 295,529 |
| その他未払金 | | 85,340 |
| 未払費用 | | 1,809,727 |
| 未払法人税等 | | 31,098 |
| 未払消費税等 | 1 | 15,678 |
| 賞与引当金 | | 269,500 |
| 為替予約 | | 26,738 |
| 流動負債計 | | 2,590,099 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払費用 | | 53,757 |
| 退職給付引当金 | | 460,014 |
| 賞与引当金 | | 62,395 |
| 固定負債計 | | 576,168 |
| 負債合計 | | 3,166,268 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 3,078,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 1,830,000 |
| 資本剰余金計 | | 1,830,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | 58,874 |
| 繰越利益剰余金 | | 58,874 |
| 利益剰余金計 | | 58,874 |
| 株主資本計 | | 4,849,125 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 213 |

| | |
|------------|-----------|
| 評価・換算差額等合計 | 213 |
| 純資産合計 | 4,849,339 |
| 負債・純資産合計 | 8,015,607 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| 当中間会計期間 | |
|---------------|-----------|
| (自 平成30年4月1日 | |
| 至 平成30年9月30日) | |
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 2,641,781 |
| 運用受託報酬 | 9,045 |
| その他営業収益 | 1,055,441 |
| 営業収益計 | 3,706,268 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 1,339,568 |
| その他営業費用 | 532,593 |
| 営業費用計 | 1,872,161 |
| 一般管理費 | 1,767,570 |
| 営業利益 | 66,535 |
| 営業外収益 | 4,019 |
| 営業外費用 | 1 17,192 |
| 経常利益 | 53,363 |
| 特別損失 | 2 124,473 |
| 税引前中間純損失() | 71,110 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 34,853 |
| 法人税等調整額 | 159,730 |
| 法人税等合計 | 124,877 |
| 中間純損失() | 195,987 |

重要な会計方針

| | 当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日) |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法を採用しております。 |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p> |
| 4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 |

注記事項

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間末 (平成30年9月30日) |
|---|
| <p>1 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p> |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日) | |
|--|-----------|
| 1 営業外費用の主要項目 為替差損 | 12,892千円 |
| 2 特別損失の主要項目 割増退職金 | 124,473千円 |

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------------------|----------------|-----------|----|
| (1)預金 | 4,180,235 | 4,180,235 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 591,926 | 591,926 | - |
| (3)未収収益 | 2,160,684 | 2,160,684 | - |
| (4)投資有価証券 その他の有価証券 | 10,693 | 10,693 | - |
| 資産計 | 6,943,540 | 6,943,540 | - |
| (1)未払手数料 | 295,529 | 295,529 | - |
| (2)未払費用 | 1,809,727 | 1,809,727 | - |
| (3)未払法人税等 | 31,098 | 31,098 | - |
| 負債計 | 2,136,355 | 2,136,355 | - |
| デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの | (12,725) | (12,725) | - |
| デリバティブ取引計 | (12,725) | (12,725) | - |

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------|-----|----------------|--------|-----|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | その他 | 8,526 | 8,192 | 333 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | その他 | 2,167 | 2,193 | 25 |
| 合計 | | 10,693 | 10,386 | 307 |

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|-----------|--------------|-----------|-------|--------|--------|
| | | | | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | 米ドル | 1,312,856 | - | 26,307 | 26,307 |
| | ユーロ | 843,038 | - | 13,545 | 13,545 |
| | 豪ドル | 14,360 | - | 430 | 430 |
| | シンガポールドル | 27,064 | - | 773 | 773 |
| | 買建 ユーロ | 51,901 | - | 306 | 306 |
| 合計 | | 2,249,221 | - | 12,725 | 12,725 |

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

| | 当中間会計期間末 (平成30年9月30日) |
|-----------------|--------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 78,774円19銭 |
| 1株当たり中間純損失金額() | 3,183円68銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日) |
|-----------------------|--|
| 中間純損失金額()(千円) | 195,987 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純損失金額()(千円) | 195,987 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 61,560 |

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

<訂正前>

(前略)

販売会社

| 名 称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|-------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 | 8,000百万円 (2018年3月末現在) | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

<訂正後>

(前略)

販売会社

| 名 称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|-------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 | 8,000百万円 (2018年3月末現在) | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 (2018年3月末現在) | |

独立監査人の監査報告書

平成31年4月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）の平成30年10月15日から平成31年3月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）の平成31年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成31年4月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成30年10月15日から平成31年3月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS コモディティ戦略ファンド（年1回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成31年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月30日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)